

関原発第 251 号
平成 28 年 8 月 16 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 27 年 3 月 17 日に美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う原子炉設置変更許可を申請致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（3号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成27年3月17日（関原発第273号）
（平成28年5月31日付け関原発第99号、平成28年6月23日付け関原発第122号で一部補正）
3. 変更の理由：
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、3号炉の重大事故等対処設備の設置及び体制の整備等を行う。なお、この変更に伴い、記載事項の一部を関連法令の条文等と整合した記載形式に合わせる。

【後申請案件】

1. 申請書名：美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（1号、2号及び3号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更）
2. 申請日：平成28年8月16日（関原発第248号）
3. 変更の理由：
「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下、「再処理等抛出金法」という。）の公布により、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

なお、使用済燃料の処分の方法は、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことを示すものであり、既申請では、再処理事業者が原子炉等規制法の指定を受けた者であることを明確にするため、記載を変更している。

これに加え、後申請では、再処理等拠出金法を踏まえ、使用済燃料再処理機構が再処理事業者に再処理を委託することを明確化するため、記載を変更するものであり、平和の目的を妨げるものではなく、また、相互の申請内容に安全上の関連もない。